

受付番号

令和2年 月 日

応募申込書

大阪市長 松井 一郎 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市立駐車場自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び設置予定事業者名を公表することに同意します。

- 1 申込者 住 所
(所在地)
電話番号
氏名印
(名称及び代表者氏名)

実印

2 応募物件

設置を希望する場所の申込み欄に を記入してください。

物件番号	設置場所	申込み
	大阪駅前地下駐車場	
	安土町地下駐車場	
	谷町筋地下駐車場	
	扇町通地下駐車場	
	靱地下駐車場	

3 添付書類

応募申込書（本市所定様式）

誓約書（本市所定様式）

<法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

<個人>住民票の写し

については発行後3か月以内のものに限ります。

国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その3）に限ります。

事業概要

<法人>（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）平成30年分の所得税確定申告書の写し

法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等を受けていることを証する書類

(誓約書様式(表))

令和 2 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示)

使用許可を希望する行政財産について、下記表の右欄に を記入してください。

物件番号	設置場所	申込み
	大阪駅前地下駐車場	
	安土町地下駐車場	
	谷町筋地下駐車場	
	扇町通地下駐車場	
	靱地下駐車場	

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和2年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話
F a x

回答内容
(記入例；募集要項 P 番号 の について)
質疑内容

価格提案書

令和2年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市立駐車場自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

物件番号	応募価格			
				円

応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
応募価格は物件当たりの月額使用料（税抜き）とします。
金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。
複数応募する場合は、適宜複写してください。

令和2年 月 日

委任状

大阪市長 松井 一郎 様

(委 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

行政財産使用許可申請書

令和2年 月 日

大阪市長 松井一郎様

申請者 住所
氏名 実印
(電話)

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではないことを誓約します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 使用面積又は台数
- 4 使用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 使用目的
自動販売機設置
- 6 添付資料
設置位置図
設置自動販売機仕様書等

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令（建）第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 松井 一郎
（建設局総務部管財課）

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市建設局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

（使用物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在

使用部分 詳細別図のとおり

（用 途）

第2条 使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で本市の業務に支障を与えないようにしなければならない。

- （1）商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任で対処すること。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- （2）自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- （3）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- （4）自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること
- （5）自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機に関する問い合わせ及びトラブル等について、設置事業者の責任において対応すること。

（使用期間）

第3条 使用期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

- 2 使用者は、前項に掲げる使用期間満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から5年を超えることはできない。
- 3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の3か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。
- 4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、総額 円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

- 2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の3月分を保証金として納付しなければならない。ただし、許可期間分の使用料を一括前納したときは保証金を免除とする。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保有しなければならない。

- 2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

- (1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
 - (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
 - (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。
 - (1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
 - (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
 - 3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求す

ることができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何等の異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。) 処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。